





(第3面)

備考

1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、平成13年8月31日までに提出すること。
2. 「業種」には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）による分類を記入すること。
3. 「②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）
5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあっては種類ごとにそれぞれ先頭に「③―」を加えた整理番号（例：③―001）を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあっては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
6. 「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合において台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
7. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。（例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」）
8. 「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
9. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
10. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

11. 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」）
12. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニルを使用する製品）の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
13. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。（例：「〇×工場の第一機械室で変圧器として使用」）
14. 整理番号ごとにそれぞれのポリ塩化ビフェニル廃棄物（製品）が特定できる写真を添付すること。
15. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
16. 都道府県知事が定める部数を提出すること。